

## 農業就労環境整備事業費補助金【主な改正内容】

### 1 要綱本文

○第10条(実績報告等)「～実績報告書を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月28日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。」に変更

(※現状、実績報告の最終提出期限が1月31日であるが、運用上問題がないこと、また、より多くの申請機会を提供するために最終提出期限を延長するもの)

○第13条(取得財産等の管理等)別記8号様式による取得財産等管理台帳により管理することを追加

### 2 別表第1

○補助事業者の②について、「事業実施主体及びその経営している農地が市町村が作成した地域計画のうち目標農地に位置づけられている又は事業実施年度の翌年度までに位置づけられることが確実と見込まれる。」に変更

○補助要件の①について「年間のうち概ね3ヶ月以上」の文言を削除し、「雇用者の従事日数については、年間のうち30日以上とする。」の文言を追加

### 3 様式

○本文の改正にあわせて、様式を修正